

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

四六四

○福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

四六六

告 示

○道路の供用を開始する件

四六八

公 告

○落札者を決定した件

四六九

○福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指定した件

四七〇

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件

四七二

○福島県収用委員会

○土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件

四七三

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十七号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二号様式その四の次に次の一様式を加える。

その5 (その他)

納 税 証 明 書

住 (居) 所 (所在地)
氏 名 (名称)

証 明 事 項

第 _____ 号 上記のとおり証明します。

年 月 日

福島県 地方振興局長



附則
この規則は、公布の日から施行する。

(税務課)

福島県規則第七十八号

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則(昭和三十九年福島県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び同条第二項の規定により国土交通大臣から送付を受けた書類」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(復興・総合計画課)

告示

福島県告示第七百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年十一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八八号	双葉郡大熊町大字野上字野上国有 林五三〇林班に小林地先から 同郡同町大字野上字野上国有 林五一〇林班は二小林地先まで	令和三年十一月五日

(道路計画課)

公告

公告第212号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年11月5日

福島県知事 内堀雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置システム 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和3年10月12日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 落札金額
57,750,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年8月27日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第十四条、第十七条又は第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和三年十月二十七日次のとおり指定した。

令和三年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の種類	施設の名称	施設の所在地
地域密着型特別養護老人ホーム	とみ	伊達市梁川町舟生字沢口二〇番地

福島県選挙管理委員会告示第九十四号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

令和三年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変更前	変更後	変更年月日
財団法人穴澤病院	公益財団法人穴澤病院	平成二四年四月一日

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について令和三年十月二十九日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和三年十一月五日

福島県収用委員会

会長 渡邊 真也

- 一 起業者の名称
福島県
- 二 事業の種類
双葉都市計画及び浪江都市計画公園事業八・五・一号福島県復興祈念公園
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		登記記録	実測	取用しようとする土地の面積（平方メートル）
	登記	現況			
福島県 二二六番	田	田	一、五五三	一、五五四・八五	一、五五四・八五

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
坂野 武彦	神奈川県川崎市多摩区登戸七一四番地八 ダイ ワハイツ二〇三	二四分の七

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

